# 一般社団法人防災ガール 定款

## 第１章 総 則

(名称)

第１条 この法人は、一般社団法人防災ガールと称する。

(事務所)

第２条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区南山田２丁目１番１－２０６号に置く。

２ この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第２章 目的及び事業

(目的)

第３条 この法人は、災害大国である日本において若者の防災・減災意識を高めるため、より若者の生活や思考に基づき、わかりやすい防災・減災に関する企画・運営・情報発信を行うことを目的とする。またこれまでの防災教育を本質的かつ効果的なものに変える次世代の防災教育を開発し、これを全国・海外に発信し広めていくことを目的とする。

(事業)

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴防災、減災教育やその対策の増進を図る活動

⑵防災における課題解決の為の企業・行政・学校・市民の連携の促進

⑶防災における課題解決を目指した若者主体のプロジェクト企画推進

⑷防災に関する効果的な情報発信

⑸防災意識向上、教育プログラムの開発と推進

⑹防災対策に繋がる商品開発や販売

⑺その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２ 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

## 第３章 会 員

(会員の構成)

第５条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

(2) 一般会員

(入会)

第６条 会員の入会条件については、代表理事が別に定める。

２ 会員として入会しようとするものは、別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を得る必要がある。

(入会金及び会費)

第７条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第８条 会員は、理事が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第９条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の議決において、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく継続して半年以上入会金及び会費を滞納したとき。

(2) 退会届を提出したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

(4) 除名されたとき。

（拠出金品の不返還）
第 11 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第 4 章 社員総会

(構成)
第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)
第 13 条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
(3) 定款の変更
(4) 理事及び監事の選任又は解任
(5) 理事及び監事の報酬等の額
(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(総会の開催)
第 14 条 定時社員総会は、毎年１回開催する。
２ 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)社員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)
第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２ 代表理事は、前条第２項第１号又は第２号の規定による請求があったときは、その日から５日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
３ 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項

を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。

(議会の議長)

第 16 条 総会の議長は、代表理事が行う。ただし、代表理事が出席できない場合は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の議決）

第 17 条　総会における議決事項は、第 15 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 18 条 各会員の議決権は会員 1 名につき 1 個とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（決議及び報告の省略）

第 19 条 理事又は会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(総会の議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名をする。

## 第 5 章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 2 名以内

(選任等)

第 22 条 代表理事は、理事会において選任する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監

査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期等)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事及び監事は、再任されることができる。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選定及び解職

(4)社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5)規則の制定、変更及び廃止

(6)事業報告及び計算書類等の承認

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき。

(2)理事総数の３分の２以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3)監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

２ 代表理事は、前条第２号の場合にはその日から５日以内に理事会を招集しなければならない。

３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも３日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名をする。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 3 0 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、速やか

に理事が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(合併等)

第42条 この法人が合併しようとするときは、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

（事務局の設置）

第 45 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第 46 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第 47 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（職務）

第 48 条 事務局は、別に定める資料に基づいて業務を執行すること。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告として、この団体のインターネットホームページに掲示することにより行う。

## 第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 50 条 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から、２０１５年６月３０日とする。

(設立時の役員等)

第 51 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げ

る者とする。

理事　　田中 美咲

理事　　鎌倉 千代子

理事　　木村 玲欧

代表理事　田中 美咲

監事　　藤井 美明

（設立時社員の氏名及び住所）

第 52 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

横浜市都筑区南山田２丁目１番1−２０６号

設立時社員　　田中 美咲

東京都杉並区成田西２丁目５番７号 キルシェ浜田山２０１

設立時社員　　鎌倉 千代子

姫路市北条宮の町１９７－３０５

設立時社員　　木村 玲欧

東京都墨田区緑二丁目１８番１－６０５号

設立時社員　　藤井 美明

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人防災ガール設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 2 月 15 日

設立時社員　　田中 美咲　　印

設立時社員　　鎌倉 千代子　印

設立時社員　　木村 玲欧　印

設立時社員　　藤井 美明　印